

職場のハラスメント対策法が施行

職場のいじめ・ハラスメントほっとラインを実施 全国労働安全衛生センター連絡会議



労働施策総合推進法の改正により、この6月1日から事業主に職場のパワーハラスメント防止対策が義務づけられた。義務違反の罰則規定がないとは言え、初めて法律でパワーハラスメント対策が規定された。全国労働安全衛生センター連絡会議では、この法律の施行の周知もかねて、全国一斉「職場のいじめ・ハラスメントほっとライン」を、6月1-2日の2日間に実施した。コミュニティユニオン全国ネットワークの協力も得て、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5ヶ所で、労災職業病センターや労働組合の相談員が、電話に対応した。

パワーハラスメントの初の法制化で、社会的にも注目を集めていた法律であったが、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のために、思ったよりも関心を集められなかった。COVID-19による緊急事態宣言が解除されてこの6月1日から業務や学校の授業が正常化するのと重なり、マスコミ報道が振るわなかった。それでもなんとか新聞やテレビ、ネット記事などの報道協力を得て、全国で合計117件の相談電話を受けた。内訳は、札幌18件、東京24件、名古屋21件、大阪42件、福岡12件だった。

電話を掛けてきた人は、男性39人、女性76人で圧倒的に女性が多かった。また、年齢では、50歳代が21人で一番多く、つぎに40歳代が15人、他は10-20歳代が6人、30歳代、60歳以上は5人ずつだった。無回答も多かったのも、特にパワハラに遭いやすい年代というわけではなく、今回電話をかけてみようと考えた人たちの傾向と考えるべきだろう。

雇用形態では、正社員が50人、非正規が33人その他は無回答だった。非正規の内訳は、パート11人、アルバイト3人、派遣社員3人など、他に契約社員や嘱託職員、期間工などだった。

仕事内容や業種については、非常に様々だった。すべての相談について、職業を把握できたわけではないので、聞き取りできた分だけの集計となる。

医療・福祉関係の職場の労働者からの相談が一番多く、20件ほどで、看護師、臨床心理士、歯科衛生士、介護士、検査技師、施設の保育士や職員、病院の送迎車運転手などだった。国家公務員、地方公務員、あるいは公共施設の職員からの相談も9件あった。宿泊施設や飲食店の労働者が6件、教師や大学職員、塾などの教育関係が4件、

自動車部品や食品などの工場労働者4件、タクシー、トラック、バスなど運送業4件などだった。他、倉庫作業労働者、弁護士事務所勤務、コールセンター、衣料品店、銀行、ペットトリミング業務、新聞販売店、スーパーマーケットなどなど多岐にわたった。

ハラスメントの行為者は、上司が77件と圧倒的に多く、うち21件が社長、支店長、園長、施設長など職場のトップによるものだった。他には、部長、事務長、主任、チーフ、料理長など。同僚からのハラスメント21件のうち多数が先輩労働者だった。顧客や取引先からのハラスメントが2件、会社の人事的な行為によるものが13件だった。

相談の内容であるが、一応、分かる範囲で厚労相のパワーハラスメントの6類型に当てはめてみると、「身体的な攻撃」が9件、「精神的な攻撃」88件、「人間関係からの切り離し」23件、「過大な要求」7件、「過小な要求」11件、「個の侵害」4件だった。しかし、6類型には当てはまらない内容も多かった。

パワハラにあってメンタル不調となっているという相談も多く、すでに休職中であつたり、あるいは退職してしまったとい

う相談もいくつもあつた。

「精神的な攻撃」が多かつたように、暴言・誹謗中傷、ひどい叱責をされるというハラスメントのほか、シフトを減らされたり、仕事を回してもらえなかつたり、退職を迫つたりという個人からではなく会社による差別待遇、不当な行為の相談も何件もあつた。その中には、COVID-19がらみで、仕事が減つて退職や配置転換を迫られているというものも数件あつた。

相談への対応は、証拠集めや会社とのやりとりへのアドバイス、具体的に行動したい人には近くのユニオンを紹介した。組合や第三者の介入が難しい、あるいは望まない場合は、労働局の相談窓口を教え、個別労働紛争解決制度などを利用するようアドバイスした。

パワハラ防止対策はまだ大企業にのみ義務が課されただけで、中小企業への適用は2022年4月からである。劇的に何かが変わることはないが、地道に措置義務があることを周知し、ハラスメントには会社が対応しなければいけないという意識を持っていくことが大切だと思う。職場内の雰囲気が変わっていくきっかけになることを望む。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議 Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <https://joshrc.net/>

精神障害の労災認定基準に パワーハラスメントの項目を追加 6月1日から適用

厚生労働省は精神障害の労災認定基準を改定し、心理的負荷を評価する出来事の類型に「パワーハラスメント」の項目を新設した。新認定基準は6月1日から適用される。

この6月1日よりパワーハラスメント対策が法制化されることとなったのを踏まえ、厚生労働省は2019年12月から5回にわたって専門検討会を開催し、精神障害の労災認定基準の心理的負荷評価表に、パワーハラスメントに関する出来事の追記とその評価について検討を行い、2020年5月15日、その結果をまとめた報告書を公表した。

これまで、パワーハラスメントに該当するような出来事は、「対人関係」の類型の中の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」という項目に当てはめて判断されてきた。報告書では、「パワーハラスメント」を「対人関係」とは別の類型としたことについて、「パワーハラスメントは、職場における対人関係の中で生ずるものであり『対人関係』の類型に置くことも考えられるが、優越的な関係を背景とする上司等による一方的な被害であり、「対人関係」

という類型から相定される、対人関係の相互性の中で生ずるものに限らない特異性があること、また、過去の支給事例を見ると、当事者の立場や加害行為の態様には多様性があることから、『対人関係』から独立させ、『パワーハラスメント』を新たな類型として設定することが妥当である」とした。そして「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」という項目を設け、その心理的負荷は「嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」という項目と同様に強度Ⅲ相当とした。

「パワーハラスメントを受けた」という項目で心理的負荷の強度が「強」となる具体例は、

- 上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合
- 上司等から、暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合
- 上司等による次のような精神的攻撃が執拗に行われた場合
 - 人格や人間性を否定するような業務上明らかに必要性がない又は業務上の目的を大きく逸脱した精神的攻撃
 - 必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、

他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃

とした。

「強」となる具体例の特徴としては、「執拗に」という言葉があるように、繰り返し行われることを評価していて、行為が反復・継続していない場合は「中」としている。また、被害者が会社に当該事実やその改善を相談したにもかかわらず会社が適切に対応しなかったという事実や、状況が改善されなかった事実がある場合は、心理的負荷

を強める要素とならしている。

「パワーハラスメント」新設をうけて、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」は、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」と変更され、優位性のない同僚間のものをここで評価するとした。負荷の強度はそのままⅢである。

今回の改正が今後の認定の判断にどのような影響を及ぼすかは分からないが、明らかなパワーハラスメントと思われるような出来事については、新設の「パワーハラスメント」の項目で、迅速に評価され労災認定されることを望む。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる

「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面しお悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■ 出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■ 体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■ 定価：本体 1500 円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

埋もれている農作業死亡災害 労働安全衛生法が適用されない死亡事故

農作業は普通の仕事の10倍危険！？

農林水産省が行っている調査に「農作業死亡事故調査」というのがある。1年間の農作業による死亡事故が何件起きていて、どんな実態になっているかというものだ。公表されている最も新しい平成30年（2018年）1年間の件数をみると274人で、前年に比べて30人減ったとされる。一方、日本中の労働者の労働災害による死亡者数をみると、同じ2018年は909人だ。

なんと農作業による労働災害死亡は274/909だから全労働災害の30%になるのかと思うのは、大間違いだ。909人は労働安全衛生法にもとづいて死傷病報告が義務付けられた労働者の死亡者数を数えたもので、業種別の内訳をみると、農業に従事している労働者で労働災害により死亡した人数は13人となっている。わずか1.4%にすぎない。

それでは274人から13人を除いた261人は、どういう農業従事者か。労働安全衛生法が適用されない、法律で労働者とはみなされない人たちということになる。

たしかに農業従事者の大半が労働者ではなく、自営している農家の人たちであることは容易に想像できるのだが、どれぐらい農業従事者はいるのだろうか。「農林業センサス」の2018年の数字をみると、ふだん仕事として主に農業に従事している「基幹的農業従事者」の数が2018年で145万人、兼業ではあるが農業の従事日数の方が多い農業従事者も含めた「農業就業人口」は175.3万人となっている。

と、ここまで数字を並べてきて、お読みいただいている方には、どういう問題を指摘したいのか推測がつかうのではないだろうか。

日本全国の雇用労働者数（2018年）は約5936万人で同年1年間の労働災害死亡者数は909人。単純に割り算をして65,303人に1人の死亡だ。これに対して農業就業人口は同じ2018年で175.3万人で、同年の農作業死亡者数は274人。割り算をすると、6,397人に1人の死亡ということになる。

だいたい一桁違う。きわめて乱暴、単純にいうと、農作業はそれ以外の仕事の十倍は危ないという結論になるのだ。

6割が農業機械作業での事故 屋外作業で熱中症と火傷も

この農作業死亡事故調査は、どのような方法で調べているのだろうか。農林水産省のHPの説明によると、厚生労働省の「人口動態調査」の死亡票及び個票（電子データ）を閲覧する等の方法により取りまとめているという。

したがって、事故の原因、死亡者の性別、年齢等による分析も行われており、その特徴をみることができる。

表1の死亡災害発生状況を見ると、死亡

表1 農作業中の死亡事故発生状況

		(単位:人、%)									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
死亡者数		408	398	366	350	350	350	338	312	304	274
農業機械作業に係る事故		270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)	228 (65.1)	232 (66.3)	205 (60.7)	217 (69.6)	211 (69.4)	164 (59.9)
乗用型トラクター	乗用型トラクター	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)	111 (31.7)	95 (27.1)	101 (29.9)	87 (27.9)	92 (30.3)	73 (26.6)
	歩行型トラクター	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)	21 (6.0)	30 (8.6)	21 (6.2)	35 (11.2)	28 (9.2)	24 (8.8)
	農用運搬車	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)	33 (9.4)	32 (9.1)	25 (7.4)	37 (11.9)	26 (8.6)	18 (6.6)
	自脱型コンバイン	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)	11 (3.1)	10 (2.9)	8 (2.4)	7 (2.2)	11 (3.6)	8 (2.9)
	動力防除機	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)	10 (2.9)	12 (3.4)	10 (3.0)	10 (3.2)	6 (2.0)	8 (2.9)
	動力刈払機	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)	5 (1.4)	8 (2.3)	7 (2.1)	10 (3.2)	12 (3.9)	6 (2.2)
	その他	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)	37 (10.6)	45 (12.9)	33 (9.8)	31 (9.9)	36 (11.8)	27 (9.9)
農業用施設作業に係る事故		18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)	12 (3.4)	24 (6.9)	14 (4.1)	14 (4.5)	13 (4.3)	13 (4.7)
機械・施設以外の作業に係る事故		120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)	110 (31.4)	94 (26.9)	119 (35.2)	81 (26.0)	80 (26.3)	97 (35.4)
性別	男	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)	303 (86.6)	305 (87.1)	285 (84.3)	257 (82.4)	266 (87.5)	225 (82.1)
	女	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)	47 (13.4)	45 (12.9)	53 (15.7)	55 (17.6)	38 (12.5)	49 (17.9)
うち65歳以上層に係る事故		324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)	272 (77.7)	295 (84.3)	284 (84.0)	254 (81.4)	256 (84.2)	237 (86.5)

注：1 ()内は、事故発生件数に対する割合である。

2 25年、29年の年齢については、不明が1名いる。

者数274人のうち、6割が農業機械作業に係る事故であり、その半分近くを乗用型トラクターが占めている。表2(8ページ)の事故の機種別・原因別死亡者数をみると、機械の転落・転倒が半分近くを占めている。つまり今の農作業で乗用型トラクターを運転し、未整地状態のほ場や通路で、操作の誤りにより転倒して重大災害が発生する状況が見えてくる。

そこには日々安全衛生対策上の点検や、様々な定型の標準にもとづいた業務の遂行をするような製造業の事業場とは、全く異なる職場状況が浮かんでくる。

次に表3 農業機械・施設以外の作業に係

る事故の原因別死

亡者数の推移(9

ページ)によると、

目立つのは作業中

の病気、つまり熱

中症だ。もともと

屋外作業が常識の

農作業であり、真

夏の炎天下での作

業が強られる場

面も多いのが農作

業の特徴だ。また、

稲わら償却中など

の火傷も毎年二桁

起きています。ほ場

の地拵えで、火を

使う場合に、まだ

まだ発生している

ということだろ

う。

表2 農業機械作業に係る事故の機種別・原因別死者数

(単位：人、%)

事故発生原因	農業機械作業に係る事故							合計
	乗用型 トラクター	歩行型 トラクター	農用 運搬車	自脱型 コンバイン	動力 防除機	動力 刈払機	その他	
機械の転落・転倒	46 (63.0)	1 (4.2)	9 (50.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	0 (0.0)	12 (44.4)	74 (45.1)
ほ場等	31 (42.5)	1 (4.2)	9 (50.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	0 (0.0)	12 (44.4)	59 (36.0)
道路から	15 (20.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (9.1)
道路上での 自動車との衝突	1 (1.4)	2 (8.3)	0 (0.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (3.0)
挟まれ	5 (6.8)	11 (45.8)	4 (22.2)	1 (12.5)	2 (25.0)	2 (33.3)	4 (14.8)	29 (17.7)
ひかれ	7 (9.5)	3 (12.5)	3 (16.7)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (11.1)	20 (12.2)
回転部等への 巻き込まれ	9 (12.3)	6 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (14.8)	19 (11.6)
機械からの転落	3 (4.1)	0 (0.0)	1 (5.6)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (11.1)	9 (5.5)
その他	2 (2.7)	1 (4.2)	1 (5.6)	0 (0.0)	1 (12.5)	2 (33.3)	1 (3.7)	8 (4.9)
合計	73 (44.5)	24 (14.6)	18 (11.0)	8 (4.9)	8 (4.9)	6 (3.7)	27 (16.5)	164 (100.0)

注：1 ()内は、事故区分の合計に対する割合を示す。
 2 []内は、農業機械作業に係る死亡事故数の合計に対する割合を示す。
 3 事故区分の「その他」は、左記以外の機械（田植機等）の他、機種不明の場合を含む。

表3 農業機械・施設以外の作業に係る事故の原因別死者数の推移

(単位：人、%)

	26年	27年	28年	29年	30年
ほ場、道路からの転落	17 (18.1)	28 (23.5)	18 (22.2)	23 (28.8)	10 (10.3)
木等の高所からの転落	13 (13.8)	11 (9.2)	6 (7.4)	10 (12.5)	9 (9.3)
道路上での事故	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
稲ワラ焼却中等の火傷	27 (28.7)	14 (11.8)	13 (16.0)	17 (21.3)	23 (23.7)
家畜によるもの	4 (4.3)	1 (0.8)	2 (2.5)	1 (1.3)	4 (4.1)
農業による中毒	0 (0.0)	2 (1.7)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0.0)
蛇、昆虫によるもの	0 (0.0)	5 (4.2)	2 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
落雷によるもの	0 (0.0)	1 (0.8)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0.0)
刃部によるもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
作業中の病気によるもの	19 (20.2)	29 (24.4)	20 (24.7)	22 (27.5)	43 (44.3)
うち熱中症によるもの	19 (20.2)	27 (22.7)	19 (23.5)	22 (27.5)	43 (44.3)
その他	14 (14.9)	28 (23.5)	16 (19.8)	5 (6.3)	8 (8.2)
合計	94 (100.0)	119 (100.0)	81 (100.0)	80 (100.0)	97 (100.0)

注：1 ()内は合計に対する割合を示す。
 2 その他は溺水によるもの等を含む。

80歳以上が半分、大半が65歳以上
 基幹的か兼業か、はたまた退職後の自営？

次に表4年齢階層別死者数の推移（9ページ）だが、この表が農作業死亡事故の最も注目すべき特徴を表しているといっていよう。

全死者数274人のうち237人、なんと86.5%が65歳以上なのだ。さらにそのうち144人、全体の52.6%が80歳以上となっている。

労働者の死亡災害の分析で、80歳以上が死亡災害の半分を占め、大半が65歳以上という産業があるだろうか。

農業就業人口の平均年齢は、66～67歳であり、ここ十年この数字は変わっていない。高齢化傾向は明らかではあるが、死亡災害の人数の大半を占めるという状況については、もう少し別の説明が要りそうだ。

そもそも死亡災害に被災した農作業従事者は、どういう従事者であったのか、農林水産省の分析

表4 年齢階層別死者数の推移

(単位:人、%)

区 分	26年	27年	28年	29年	30年
30歳未満	2 (0.6)	1 (0.3)	2 (0.6)	3 (1.0)	3 (1.1)
30～39歳	3 (0.9)	9 (2.7)	0 (0.0)	1 (0.3)	2 (0.7)
40～49歳	7 (2.0)	4 (1.2)	5 (1.6)	6 (1.9)	4 (1.5)
50～59歳	15 (4.3)	19 (5.6)	20 (6.4)	18 (5.8)	12 (4.4)
60～64歳	28 (8.0)	21 (6.2)	31 (9.9)	19 (6.1)	16 (5.8)
65～69歳	42 (12.0)	33 (9.8)	34 (10.9)	44 (14.1)	26 (9.5)
70～79歳	108 (30.9)	93 (27.5)	101 (32.4)	84 (26.9)	67 (24.5)
80歳以上	145 (41.4)	158 (46.7)	119 (38.1)	128 (41.0)	144 (52.6)
不明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)
合計	350 (100.0)	338 (100.0)	312 (100.0)	304 (100.0)	274 (100.0)
うち65歳以上	295 (84.3)	284 (84.0)	254 (81.4)	256 (84.2)	237 (86.5)

注: () 内は合計に対する割合を示す。

ではその背景が必ずしも明らかではない。たとえば「基幹的農業従事者」と兼業農家だが農業の従事日数の方が多い従事者、それに農業の従事日数の方が少ない従事者で、実労働時間当たりの死傷者数、つまり度数率を検討できればその特徴は明確になるだろう。

また、基幹的農業従事者であっても兼業農家であった従事者が、定年退職後に農業に専ら従事するという従事者も今や相当多いのが現状だ。どちらかというとな農業機械の操作に習熟しているとはいいい難い農作業従事者が、乗用トラクターの転倒により被災するという場面も多いのではないかと想像できるのだ。

農水省の有識者会議設置 自己責任の呪縛に切り込む取 り組みは？

さて、こうした農業労働災害のただならぬ状況に対し、政府の対策はどうなっているのだろうか。少なくとも農林水産省は、統計上の情報を提供して、問題の所在を明らかにしている。ただ他の産業に比べてとびぬけて災害が多い状況は、相当前からのことなのだが、結局のところ目新しい対策が講じられていないのが現状だ。

そうした中で、農林水産省は今年2月に「農林水産業・食品産業

の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」を立ち上げ、必要な取組を実施するとしている。

2月25日に第1回、6月2日に第2回が開催され、3月には「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関するシンポジウム」も開催されている。

これらの会議では、農林水産業の災害発生状況についての議論が行われるとともに、その対策についての各種の取り組み状況も報告されている。

ただ、本稿でふれた農作業死亡事故の現状の背景となっている農家の実態は、組織的に様々な安全衛生対策が進められる状況にはないということがある。個々の農業者が、自らの農地を自らの農業機械を操作

(11ページにつづく)

死ぬまで元気です

Vol.25 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私は外出自粛中ですがとても元気に過ごしています。4月16日全国に「緊急事態宣言」が発令され、不要不急の外出はもちろん、様々な自粛や制限が入り、本当に我慢を強いられながらもとうとう6月に突入いたしました。どうか、全国的に「緊急事態宣言」も解除されましたが、第2波によって北九州市に規制が入りましたが、この記事が皆さんに読まれる頃にはどうなっているのでしょうか？

さて、いくら「緊急事態宣言」が解除となったからといっても、私のような基礎疾患を持った患者はまだまだ予断を許さない状況なんで、下手に外出するのは危険がいっぱいです。だからといって、これ以上「緊急事態宣言」を継続させると、経済が破綻して倒産や自殺者、犯罪が増えていくのではと懸念しています。

大阪府知事のことを解釈すれば、これ以上経済的に破綻する方を出す訳にもいかないってことだと思います。ということは、患者は自主的に自粛しなさいということになります。もちろん、それは当たり前のことで、自分の身体は自分で守らないといけませんよね。そういうことなので現在も自宅で外出自粛生活を余儀なくされているところです。

中皮腫サポートキャラバン隊として、全国の患者さん達と交流を図るべく、本来なら全国あちこちへ行って交流会や講演会をしているのですが、こういう事態なんで現在は、オンラインで全国の患者さんやご家族と繋がる「中皮腫 ZOOM サロン」や、患者さんやご家族の今後の治療や生活の参考になる「ZOOM でインタビュー」などを行なっています。他にも、有志を集めて月イチのオンライン飲み会もしています。

それでも自宅ですっと過ごすのは退屈なんで、色々なことにチャレンジしています。特に身体が鈍っているので、ローラーを買って腹筋などを鍛えたり、ちょっとダンスをかじってみたりしているんですが、先日縄跳びを買って試しに跳んでみたんです。昔は跳べたので余裕だと思っていたら、1回とか2回しか跳べないんですね。縄のスピードと跳ぶタイミングが全く合わないんです。それで何回かチャレンジしていたら、急に背中にピキッと激痛が走ったかと思ったら、呼吸ができないくらいの痛みが数十秒続きました。その後徐々に治まって来たので良かったのですが、その時はこのまま逝ってしまうんじゃないかと思いました。ただ、その後も完全に痛みはひかず、くしゃみをするすると背中に激痛が走ります。今度抗がん剤の時にレントゲン撮る

んで背骨の方も見てもらおうと思います。

あと、十割そばを打つ趣味もできました。何回かそばを打っているんですが、最初は何時間も掛かっていたのですが、今は小一



時間もあれば打てるようになりましたよ。ただ、そばの細さはまだ歪で蕎麦もあればうどんか？という太さもあるんで、これから切り方も練習していこうと思います。

新型コロナウイルスの感染も第二波が来るのか来ないのか予断は許しません。いつまで動けないかも分からない状態です。外出されるときは、マスク着用でアルコール消毒は忘れずに十分注意して下さい。患者さんはストレスが溜まると思いますが、ここは辛抱していただいて、今できる楽しみを見つけましょう。

(9ページの続き)

して農作業を進める中で災害に被災しているわけであり、結局、本人も家族も自己責任の呪縛から抜け出すことができていないのである。

課題は、こうした分野に切り込むことになるような農作業の安全対策があり得ないのかということだと思う。

しかし、農水省の有識者会議で報告される実践事例や課題の設定は、多少とも従来の安全衛生の取り組みの延長上に、周知をさらに強化するなどの施策が並ぶだけで、なかなか根本的な課題にせまるものになっていないのが残念なところだ。

例えば農水省でいえば、もっとも農家に近いところで取り組みを進めている農地整備部門で、ほ場設計上でも安全衛生への取り組みをどう取り入れるのかという課題や、農業協同組合と農作業従事者の労災保険の取り組みについての根本的な改善な

ど、やりようによっては、大きな安全衛生対策上の効果が上がる可能性もある。

さらに、農作業については規模が大きいため、死亡災害の特徴が明らかになっているが、年千人率の高さが有名な林業でいえば、労働者ではない自営林業家の被災は今も数字が明かでないということもある。

日本の労働現場では、いまでも埋もれている死亡災害があり、その対策は急務だということだ。



韓国からの ニュース

■母親の勤務環境による胎児の先天性疾病は産業災害

大法院 2 部は 29 日、看護師 A さんら 4 人が出した「療養給付不支給処分取消」訴訟の上告審で、原告敗訴とした原審を破棄して、ソウル高裁に差し戻した。

A さんら 4 人は済州道立済州医療院所属の看護師で、2002~2003 年に入社し、2009 年に妊娠して 2010 年に子供を出産したが、子供 4 人はいずれも先天性の心臓疾患を持っていた。済州医療院の看護師の内、2009 年に妊娠したのは 15 人で、6 人は健康な子供を産み、5 人は流産した。

A さんらは、妊娠初期に有害な要素にばく露して胎児の心臓形成に障害が発生したとし、先天性心臓疾患児の出産は業務上災害だと主張して療養給付を申請した。しかし、勤労福祉公団は「業務上災害は本人の負傷・疾病・障害・死亡などだけを意味する」として拒否し、A さんらは 2014 年 2 月に行政訴訟を提起した。

一審は業務上災害と認定した。裁判所は「出産によって母体と胎児の人格が分離するという事情だけで、それ以前まで業務上災害だったものが、業務上災害ではないものに変貌すると見ることはできない」と判示した。

二審は「各出産児の先天性疾病は出産児の疾病に過ぎず、勤労者である原告本人の疾病ではない」と一審判決を逆転し、出産児と別途の人格体である A さんら原告には給付受給権がないと判断した。

しかし大法院の判断は、「産業災害補償保

険法の解釈上、妊娠した女性勤労者に、その業務に起因して発生した『胎児の健康傷害』は、女性勤労者の労働能力に及ぼす影響の程度と関係なく、勤労者の『業務上災害』に含まれると見るのが妥当」とした。

また、産業災害保険法の解釈上、母体と胎児は『本性上単一体』として扱うとした。「出産によって母体と単一体であった胎児が分離したとしても、既に成立した療養給付の収拾関係が失われることはない」と判断した。

裁判所は「憲法第 32 条第 4 項『女性労働の特別な保護』、憲法第 36 条第 2 項『母性保護』の趣旨などを総合すれば、女性勤労者と胎児は、妊娠と出産の過程で発生しうる業務上の有害要素から十分な保護を受けるべき」とし、大法院は「胎児の健康傷害または出産児の先天性疾患が、勤労者の業務上災害に含まれるのかどうかに関する最初の判例」と、判決の意義を明らかにした。

民主弁護士会・女性人権委員会は「4 人の看護師は平均 300 ~ 500 錠の薬品を粉砕する業務の過程で薬品を吸入したと推定される」。「この薬品はアメリカ FDA 妊婦投与安定性等級の X 等級（妊婦に投与禁止）17 種、D 等級（胎児に対する危険性が増加するという証拠がある）37 種であり、妊婦が服用時には先天性心臓奇形の危険が増加する」というものだと説明した。

また「その他、汚物処理作業、床擦れ患者のドレッシング（包帯などの創傷被覆材）と用品の消毒、ボックス運搬、立ち仕事、うずくまり作業、不規則な業務が確認された」とし、「経営上の理由で常に看護師が不足したため、看護師一人当たり 40 人の患者を担当しなければならなかった」とも話した。2020 年 4 月 30 日 民衆の声 キム・ミンジュ記者

■雇用労働部「大法院に『産業災害死亡』事業主への量刑強化を要請」

政府が38人の労働者が死亡した利川（イチョン）市の利川物流センターの惨事を契機に、安全保健措置に違反した事業主に対する処罰を強化することにした。

雇用労働部は8日、李載甲長官の主宰で開催した利川物流センター火災中央事故収拾本部関係機関会議の結果、事業主の安全措置義務を規定した産業安全保健法の量刑基準を強化すべきだという意見を、大法院に伝えた。

1月16日から施行された改正産安法（キム・ヨンギョン法）は、安全保健措置を怠り、労働者を死亡させた事業主に「7年以下の懲役または、1億ウォン以下の罰金」を賦課する。しかし、実際に裁判官が判断基準にする量刑基準では、産安法違反事件は「過失致死傷犯罪群」に属し、特別な加重・軽減の理由がなければ、一般刑事犯罪である「業務上過失・重過失致死」（8月～2年）よりも低い刑量（6月～1年6月）に決めるように勧告している。更に、死亡事故以外の産安法違反犯罪には別途の量刑基準そのものがない。

労働部の関係者は「産安法の法定刑を高め、量刑基準が変わらなければ、事業主の処罰が厳しくなることはないという点を考慮して、大法院に産安法違反犯罪を別途の犯罪群として分離し、量刑基準を強化すべきだと



利川物流倉庫工事現場火災の合同焼香所で嗚咽する遺族

という意見を大法院に伝えた」とし、「早ければ5月中の大法院・量刑委員会で関連の議論が進められる」と話した。

亜洲大・産学協力団が昨年10月に安全保健公団に提出した「産業安全保健法の違反事件の制裁に対する認識調査」によると、2013年から2017年までの5年間に、産災死亡・傷害の疑惑で公訴が提起されて判決が出た1714件で、懲役または禁固刑を受けたケースは、被告人2932人の2.93%(86人)。57.26%の被告人(1679人)が宣告された罰金刑の5年間の平均額は、421万ウォンだった。2020年5月8日 ハンギョレ新聞 ソン・タムン記者

■サムソン半導体労働者の乳がん、13年目に産災を認定

サムソン半導体工場を退社後に乳がんに罹った労働者が、がんと診断されて13年目に産業災害を認められた。人権団体パノリムによれば、勤労福祉公団は先月27日、サムソン半導体の富川（プチョン）工場で働いたA(46)さんの乳がんを産業災害として承認した。

Aさんは富川工場を退社して9年が過ぎた2007年に、乳がんの診断を受けた。パノリムは、Aさんが在職した時期に多くの夜間交代勤務を行い、有機溶剤など有害化学物質にばく露することがあったことなどを根拠に、彼女の乳がんを産業災害と見て、昨年1月に勤労福祉公団に産業災害の承認を申請した。

しかし公団は、Aさんの妹も乳がんに罹った点に注目し、彼女のがんです家族歴によるものと見て承認しなかった。

Aさんが遺伝子検査を受けた結果、乳がんの原因は家族歴ではない可能性があるという所見が出てきた。パノリムはこれを根拠にA

さんの産業災害承認を再申請し、ついに承認を勝ち取った。

パノリムはAさんの事例のように、「家族歴は該当疾病に罹る可能性が高いということの意味するだけで、職業病の可能性を否定するのではない」とし、「それでも、勤労福祉公団は今まで、家族歴を不承認の強い根拠としてきた。」「産業災害を厳格に、狭く判断する過程で、家族歴など様々な要素が障害物として作用している」、ともう少し広く認める必要があると強調した。2020年5月18日 聯合ニュース

■重大災害企業処罰法運動本部が発足／遺族・市民社会「21代国会で必ず制定」

国会の開院を前に、重大災害の遺族と市民社会団体が「重大企業処罰法制定運動本部」を発足させた。運動本部は27日、民主労総の大会議室で発足記者会見を行った。

韓国はOECD会員国の内、産業災害死亡率で不動の1位を走る「産業災害共和国」と呼ばれる。毎年2千人を越える労働者が、不安定な職場で働いて亡くなっている。2019年も2020人が産業災害で亡くなった。

今年発生した重大事故も1、2件ではない。先月29日、利川物流倉庫のハンエクスプレスの新築現場で火災が発生して38人の労働者が命を失い、10人が重軽傷を負った。13日、江原道三陟（サムチョク）のセメント工場で、一人で仕事をしていた下請け労働者が、ベルトコンベヤーに挟まれて亡くなっているのが同僚労働者に発見された。22日、光州（クワンジュ）の廃木材処理業者の朝鮮ウッドでも、青年労働者が破砕機に吸い込まれて死亡する重大災害が発生した。

運動本部の共同代表になったキム・ヨンギョン財団のキム・ミスク理事長は、息子の

下請け非正規職、故キム・ヨンギョン労働者について、「警察の調査で、高位役員すべてに厳しい処罰がされるように望んだが、下請けの末端の職員だけに疑惑を向けて検察に送検した状態だ」と話した。「サムソン白血病、大邱地下鉄、世越号、ハンエクスプレス、そして私をはじめとする犠牲者の遺族と被害者のすべてが願うのは、正しく行われる真相究明と、管理・監督の手抜きに対する責任を問うことで」、「元請け・下請けの管理者に対する厳しい処罰が後押ししなければならない」と話した。

朴錫運（パクソグン）運動本部共同代表は「最近の何年間かで、産業災害事故で刑事処罰された企業体の罰金の平均が400万ウォンだと言われる。これだから、企業の立場からは罰金を出してしまおうだろう。」と指摘した。「これは構造的な問題であり、制度的な問題だ」と主張した。「我が国でも、産災死亡事故が発生すれば、経営責任者が処罰され、企業が揺らぐほどの損害賠償をしなければならないようにすれば、問題を解決することができる」と話した。

発足記者会見にはステラデイジー号の遺族も参加した。ホ・ギョンジュさんは「企業を殺せば国が減びるそう。しかし、このように企業を見ていたら、私の弟は家に帰れなくなった。」「ステラデイジー号の惨事の以後も、船会社所属の船の事故情報が続いた。処罰がとて軽いせいだ。これではまったく企業に対する制裁にはなっていない」と指摘した。

運動本部は法律家による法律チームを構成して、重大災害企業処罰法の改正案を準備している。2020年5月27日 民衆の声 イ・スンフン記者

（翻訳：中村猛）

前線から

大手造船会社配管工の 石綿肺がん事件

大阪

今から数年前、医療関係で事務をしていた知人から電話があり、「林君こんどの土曜日何か用事ある?」と聞かれ、「特に用事はない」と返事をしたら、「土曜日の午後1時頃に病院に来てくれないか」とのことであった。以前に健康診断を会社単位で斡旋したこともあって、今回もまたその相談なのかと思って応じた。

土曜日の午後1時、JR尼崎駅で下車し、徒歩約5分ほどで病院に到着し事務所に入った。事務所には知人と女性の2人が待っていた。知人に「この女性の相談を聞いてあげてくれないか」と言われ、とりあえず相談を聞くことにした。

女性の夫は約1か月前に肺がんで亡くなった。夫は高校を卒業してから大阪府堺市にある大手造船会社に勤務し、溶接工として船の新造船や修理を行っていたというの説明であった。当時はすでに

クボタショックが大きく報道され、石綿健康被害が社会的にも大きな問題となっており、女性もいろいろと石綿被害について知識を仕入れていた。女性は亡き夫の労災申請が可能ならば手伝ってほしいとのことであった。しかし、職歴や業務内容を調べるにしても全く伝手はなかったのだが、女性は亡くなった夫から生前に仕事の内容を詳しく聞いていた。また、造船関係の知人に話を聞くと、船底には石綿が断熱材として多く使用されており、エンジンやボイラー回りは特に多く使用されているとのこと、石綿ばく露の影響はあると報告を受けた。女性と数回お会いして、いろいろな説明や報告を聞いていく段階で、少し誤解があったのか、ある日、社労士を名乗る男性から電話が入り、面談を求められた。後日、その社労士の男性と会うと、どうも私のことを事件屋か何かと勘違いされたようで、誤解のな

いように説明し、女性につたえることを約束してくれた。

一方で、当時入院していた県立塚口病院の呼吸器内科部長に肺がんと石綿の関係を聞くために面会を求めた。この呼吸器内科部長はクボタの石綿患者を多く診察しており、面会当日も親切丁寧に説明を行ってくれたが、石綿との因果関係を見つけるには至らなかった。困り果てた私は、関西労働者安全センターに相談し、東京の港町診療所へレントゲンとCTを郵送し、読影を依頼した。約2週間後、レントゲン・CTと診断結果の書面を受け取った。結果は県立塚口病院の診断と同じであった。またまた、困り果て再度安全センターに相談した。もうここまで来たら申請してみるしかないとの意見で一致し、亡くなるまでの被災者の休業補償・療養補償、葬祭費、遺族年金の書類を作成し、奥さんを通じて造船会社へ労災申請の協力を依頼することとなった。会社は異論なく申請に協力した。しかし、その裏には、造船会社ゆえに多くの石綿問題が過去から生じていたのだと感じた。6月中旬に堺労働基準監督署へ労災申請を行った。

労災申請の翌週から毎週2回ほど労基署へ進捗状況を

伺いに行っていた。(監督署は多分イヤガラセと思っていたと思う)当時の担当は女性で、2回に1回は不在で、多分に居留守をつかわれていたと思っている。そうこうして、8月のお盆休みが明けた直後、相談者の女性から電話が入り、監督署から書面が届いたとの報告があり、その中身は遺族年金支給決定通知書であった。ほんとは、不支給決定が下されるものと思っていたところ朗報が舞い込んだ。翌日に監督署へ出向き、決定理由の説明を求めたが、担当者不在だったので労災課長に説明を求めたら「胸膜プラークの疑い有り」との決定理由と聞かされた。同時期に造船

会社と労働組合が労災の上積補償が合意に達したとの情報を得て、会社へ労災認定報告と上積補償支払いの約束をさせ、問題の解決を図った。

最後に、嬉しい報告があった。相談者の女性には男の子が2人いて、私に長男(当時、高校2年生)が、お父さんのような人を救うため、医者になることを明言し、数年後、京都大学医学部に入学したことを年賀状で知った。その後、次男も京都大学医学部に入学したことを知るに至った。今は2人とも優秀な医師になって、多くの労働者を救済していると確信している。(事務局：林繁行)

で、カリギスさんは、シェルマシンと呼ばれる射出成形機に、不良品発生防止のため成形機部分にシリコンをスプレーで噴出する作業を施している最中に、右手を巻き込まれてしまった。カリギスさんは主に夜勤に就いており、発生後約1時間放置されたのは、おそらく当時日本人従業員がおらず、誰も救急対応の方法を知らなかったためではないだろうか。仮に救急車をすぐに呼んでいたら、もしかしたら切断にまで至らなかったかもしれない。

病院搬送後の対応は、災害発生事業所も雇用者である派遣会社も労災請求を始め、できるだけ誠実に対応しようとしていた。しかしながら、派遣会社が用意した療養補償給付請求書等を見ると、災害発生状況について以下のように書かれている。「・・・砂型成型機にて砂型を成型中、本来は成型機が原点復帰し、停止したのを確認した後に行うべきスプレー作業を機械動作が完了する前にスプレー作業を行おうとして成型と成型機に右手を巻き込まれ、被災した」。

この記述は、現場を見ていない派遣会社によるものだが、派遣先の説明をそのまま書いたものに過ぎない。実際

射出成形機による切断事故その1 インドネシア人労働者

三重

インドネシア出身のカリギスさんは、2017年に農業の技能実習生として来日し、7か月で終了した技能実習後に逃亡、そのまま難民申請を行い、これまで合法的に就労してきた。東海地方にはこのような外国人労働者が多く見られ、また、彼らを受け入れる事業所も製造業、建設業で多く存在する。

もっとも、日本語能力に

限界があるために、その就労は派遣会社を通じて紹介されることになる。カリギスさんは様々な派遣会社を通じて建設業やホンダ関係の仕事に就いてきたが、最後に派遣された先で約半年の就労の末、右腕を切断するに至る業務災害に罹災した。

災害発生現場は鋳物の中子(なかご：鋳物の中空部を作るための鋳型)を作る会社



には、成形機は「原点復帰、停止」することはなく、自動で作業を続けていた。そのため、次の作業が始まる前の数秒の間にスプレー作業を完了させなくてはならなかったところ、間に合わずに手が機械に巻き込まれたのである。いずれにしても射出成形機については、労働安全衛生規則147条（射出成型機による危険の防止）において「事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機に労働者の身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない」と定められており、機械の作業中に身体の一部が入らないようにしなくてはならず、また、身

体の侵入が認められたときは安全装置によって機械が停止するようになっていなくてはならなかった。つまり、カリギスさんが行っていたスプレー作業は、機械を一度停止させて行われるべきものだった。

生産効率を追求した結果、機械を停止させないまま作業を継続し、派遣で入職したばかりの外国人を負傷させてしまったのである

が、当日の人員配置を考えると、事業所の安全対策が常に疎かであったことは間違いない。入職時の安全教育についても、派遣会社に尋ねたところ「派遣先任せ」ということであつたし、現場では先輩のインドネシア人労働者が機械の操作方法を教えただけで、安全教育とは程遠い。このような事例は、外国人労働者を受け入れる事業所では特別な風景ではないが、この結果、多くの被害が出ているのではないかと思う。過去の外国人労働者の業務災害事件の記録を読み直すと、安全教育についての質問に対し、「出身が同じ国の者から操作方法を教わった」、「一緒に働いているアルバイト従業員から教

わった」、というもののばかりで、体系的な安全教育が実施されているケースはまったくない。「この機械に挟まれた場合、どのようなことが起こるのか」ということは想像もしていないのである。

この事業所が会員として名を連ねている日本鋳物中子工業会（正会員76社、賛助会員15社平成31年1月時）発行の中子Newsを読むと、「・・・技能実習制度を鋳型の製造業でも登録できるということです。ある会社ですでに鋳造業種として実習制度を活用されています。皆さんも活用していただければと思います」と幹部が報告をしている。素形材産業は中小企業が多く、しかも自動車産業に依存する傾向にあり、いかに生き延びるか、ということが最大の課題だろう。安い外国人労働力を利用して危機を乗り越えることも一つの解決かもしれないが、安全を疎かにして本件のような重大災害を引き起こすと、会社の存続にかかわる事態になりかねないことは、これからのカリギスさんが行う損害賠償請求から学習してもらえない。



5月の新聞記事から

5/1 ラーメン店「幸楽苑」をチェーン展開する幸楽苑ホールディングス（HD）は、役員報酬や社員の給与を5〜7月の3カ月間減額するとともに、従業員の夏季賞与を支給しないことを決めたと発表。新型コロナウイルスの影響による業績悪化のため、「売り上げが大幅に減少し、労働組合と協議の上で決定した」と説明した。

5/7 インド東岸の港湾都市ビジャカパトナム近郊にある韓国LG化学の子会社LGポリマーズ・インディアの化学工場で未明、ガス漏れが発生し、13人が死亡、約800人近くが目の痛みや呼吸困難で病院に搬送された。容量5000トンのタンク2基からガスが漏れ、タンクは新型コロナウイルスの感染拡大防止策としてインド全土で3月末から始まったロックダウンを受け、放置状態にあった。放置されたタンク内で化学反応が起きて、熱が発生したのがガス漏れの原因だとの見方。工場は操業を停止していたが、保守点検作業員は常駐し、夜間シフトの作業員がガス漏れを発見して報告していたという。漏れたガスは、工場から半径約3キロの範囲に広がったとみられている。

5/8 6月から防止対策が企業に義務付けられるパワハラに関し、主要110社を対象に共同通信社が行ったアンケートで、83%に当たる91社が「管理職や社員の意識向上」を対策の課題に挙げた。調査は1、2月、全国の主要企業を対象に書面で行った。女性活躍・ハラスメント規制法に基づき、初めてパワハラ対策が義務化される。防止に向けた課題は、最多の「意識向上」に、「周知、研修の継続」61%（67社）、「相談窓口の活用促進」30%（33社）が続いた。

5/12 名古屋市の機械製造業「DMG森精機」の入社2年目の男性会社員（24）が2018年12月に奈良市の寮で自殺したのは、長時間労働などによる精神疾患が原因として、奈良労働基準監督署が今年4月に労災認定していた。遺族によると、男性は17年4月に同社に入社後、三重県伊賀市の工場に配属された。同年7月に東京、18年7月に奈良県大和郡山市と転勤を繰り返したが、同年12月13日に奈良市にある会社寮で自殺した。

5/15 加藤勝信厚生労働相は閣議後記者会見で、新型コロナウイルスに感染した労働者について、14日までに労災申請のあった39件のうち2件を認定、労災保険の給付を決定したと明らかにした。新型コロナを巡っての労災認定が明らかになるのは初めて。1件は医療従事者で、もう1件は理容室や美容室、旅行業などの生活関連サービス従事者。3〜4月に申請があり、労働基準監督署が調査していた。

新型コロナウイルスで90人を超える「クラスター（感染者集団）」が発生した中野江古田病院（東京）に勤務し、感染した女性看護師が、新宿労働基準監督署に労災申請した。厚生労働省は新型コロナの治療に当たる医療従事者らは原則として労災認定する方針。病院では4月に多数の感染が判明。女性は発熱などの症状が出て自宅療養したが陽性と確認され、5月9日から入院中。

5/19 米医薬品大手ジョンソン・エンド・ジョンソンは、タルクを原料とするベビーパウダーの販売を、アメリカとカナダでやめると発表した。同社に対しては、同社のタルク製品が発がん性物質の石綿で汚染されているとして、1万6000人以上が訴訟を起こしており、同社

は数十億ドルの賠償金の支払いを命じられている。同社は一貫して、タルク製品の安全性を主張。米食品医薬品局（FDA）の検査で同社のベビーパウダーに微量のアスベストが検出されたことを受け、独自に検査を実施。昨年10月、アスベストは見つからなかったとした。裁判所は2018年、同社のタルク製品によって卵巣がんを発症したと訴えた女性22人に47億ドル（約5070億円）の賠償金の支払いを同社に命じた。同社は上訴している。

5/23 保険代理店の20代男性が、性的指向を上司から同僚にばく露（アウトティング）されて精神疾患になったと訴え、労災申請する。男性は「カミングアウトは自分のタイミングですと会社側に伝えていた」と話している。男性を支援する労働組合「総合サポートユニオン」によると、職場でのアウトティング被害による労災申請は珍しい。本人が望まない形でばく露される被害は、2015年、一橋大法科大学院の男子学生が同級生に同性愛をばく露された後、転落死して社会問題化した。

5/25 2017年7月、沖縄県内の居酒屋チェーンで店長だった男性（30）が自殺した件で、両親が自殺の原因は長時間労働などでうつ病を発症したためとして、店の経営者に約9385万円の損害賠償を求めて那覇地裁に提訴した。提訴は15日付。男性は17年4月後半から同6月にかけて月120時間以上の時間外労働を強いられ、「達成困難なノルマ」も課せられたことで、「強い心理的負荷を受け」うつ病を発症し、直後の7月に自殺したとしている。那覇労働基準監督署は昨年12月、男性の自殺について労災と認定をした。

5/27 厚生労働省は、2019年の労働災害による死亡者数が前年比64人（7.0%）減の845人と、2年連続で過去最少を更新したと発表した。職場における安全確保の取り組みが進み、建設業や製造業で大きく減少した。業種別では建設が269人（40人減）、製造が141人（42人減）、陸上貨物運送が101人（1人減）。死亡者数が多い業種が軒並み減った。死傷者数は1718人（1.3%）減の12万5611人。働く高齢者の増加を受け、社会福祉施設で転倒や無理な動作による腰痛などが増加した。

5/29 アスベストを使った建物の解体や改修時の規制を強化する改正大気汚染防止法が参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。規制対象に、比較的飛散しにくいとされる石綿を含むセメント板や屋根材なども追加し、全ての建材をカバーすることが柱。原則として全ての建物について解体・改修の前に業者が石綿の有無を調べ、都道府県などに報告することを2年以内に義務化。2021年4月に一部施行し、22年4月に全面施行する。

厚生労働省は、精神障害をめぐる労働災害の認定基準を改正し、「パワーハラスメント」という項目を新たに加えた。これまでは「いじめ・嫌がらせ」といった項目でいわゆるパワハラの内容を調べてきたが、6月から大企業に職場でのパワハラ防止が義務化されるのにあわせて独立した認定項目とし、労災申請を促す。新たに明記されたパワハラ項目では、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責」や、人格を否定するような精神的攻撃を受けたのに「会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった場合」などが心理的負荷「強」とされた。新しい認定基準は6月1日から適用される。

2020年夏期カンパのお願い

世界的な新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大により、これまで経験したことのない様々な状況に直面しています。感染しても必ずしも重篤な症状に陥るわけでもないと思い込んでいたものつかの間、かえって無症候性キャリアが感染拡大させる事態となりました。発病による死者も予想を上回り、感染隔離病棟の不足や医療機器、人員の不足といった医療体制の脆弱さも、明らかになりました。病や死だけでなく、家族間での感染や面会謝絶による悲劇や関係の断絶、そして、多くの労働者には経済的な打撃が襲いかかりました。長期の休業、自宅待機、テレワークによるストレス、そして業務減少による解雇などです。業種、職場の規模、感染者の有無で状況は違えど、それぞれの職場で何らかの対応を迫られていることでしょう。

関西労働者安全センターでは、この間の状況に関して、機関誌、ホームページ (<http://koshc.jp/>) において情報提供を行っています。またより詳しい資料提供の場として、全国労働安全衛生センター連絡会議のホームページ (<https://joshrc.net/>) にて情報公開しておりますので、ご活用ください。

医療従事者を始め、接客の必要な労働者は高い感染リスクがあり、感染防止対策や感染者があった場合の対応策、経済的な補償策、労災請求など事業主や労働組合は積極的に取り組みなければなりません。

6月15日現在で、新型コロナウイルス感染症に関しての労災請求は300件で、うちこれまでに決定が出たのは19件、すべて支給決定されていますが、感染者数を考えると請求件数も決定件数もまだまだ少ない状況です。今後も厚生労働省に積極的な認定を働きかけたいと考えます。

この6月1日から事業主に職場のハラスメント対策を義務づける法律が施行されました。大企業のみで中小企業への義務づけは2022年4月からですが、ハラスメント対策が小さいながら一歩前進したと言えるでしょう。

COVID-19の対策に終わり、活動が減少した今年度前半でしたが、そのような中でも地道に確実に活動していきたいと思えます。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2020年6月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259